

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[7]
2024

2024年7月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



中堅・中小成長投資補助金 2次公募受付中
非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらし
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
今国会で改正された雇用保険法の注目ポイント
M & A 譲渡し情報



最新の設備を導入して
もっと生産性をあげたい



拠点を増やして
事業を拡大させたい



賃上げをして従業員の
モチベーションを高めたい

中堅・中小 成長投資補助金

2次公募受付中 令和6年8月9日まで

早期(令和6年度中)に
投資する事業者を優遇します!

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

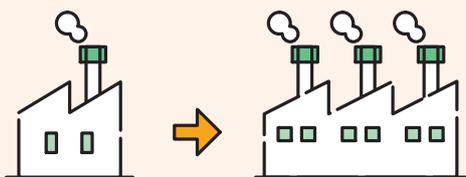
地域の雇用を支える **中堅・中小企業** が、足元の人手不足等の課題に対応し、
成長していくことを目指して行う **大規模投資を促進** することで、
地方における **持続的な賃上げを実現** することを目的としています。

投資
規模

10億円 以上が対象

補助
上限

50億円 (補助率1/3以内)



補助金で拠点設立や大規模投資を実施



事業拡大・生産性向上



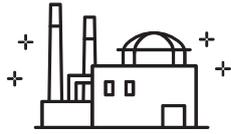
持続的な賃上げ[※]により従業員へ還元、
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る
賃上げ(全国平均+3%/年)

参考情報

1次公募採択者の平均投資額は54億円、目標賃上げ率の中央値は4.3%と、
高い目標水準の事業が採択となりました。

どんな取り組みに活用できる補助金なの？



工場や倉庫、販売拠点などの
新設や増築



最先端の機械や
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの
購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業概要

公募期間：令和6年6月26日(水)～8月9日(金)17時厳守

※公募締め切りの5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不備等を事務局が事前に確認いたします。期日に余裕を持って申請してください。

項目	内容
1. 予算額	総額3,000億円(令和8年度までの国庫債務負担含む) ※令和5年度補正予算1,000億円、1次公募における採択者(109件)の総補助金額(上限)は1,780億円
2. 補助上限額	50億円(補助率1/3以内)
3. 補助事業期間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、令和6年度中に投資完了する方向への特別枠を新設するとともに、令和6年度内の投資比率が大きい計画に対して審査上の優遇措置を講じます。
4. 補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式:最大10社)も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
5. 補助事業の要件	【一般枠】 ①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。) 【特別枠】※上記①、②に加えて、以下の要件を満たす。 ①令和6年度中(令和7年3月末まで)に補助事業が完了見込み

⚠️ ご注意

事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「G BizID プライムアカウント」が必要です。G BizID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G BizIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業の流れ



※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。

詳しくは特設ウェブサイト(事務局HP)をご覧ください



特設ウェブサイト

<https://seichotoushi-hojo.jp>



中堅・中小成長投資補助金サポートセンター

050-3667-8453

平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

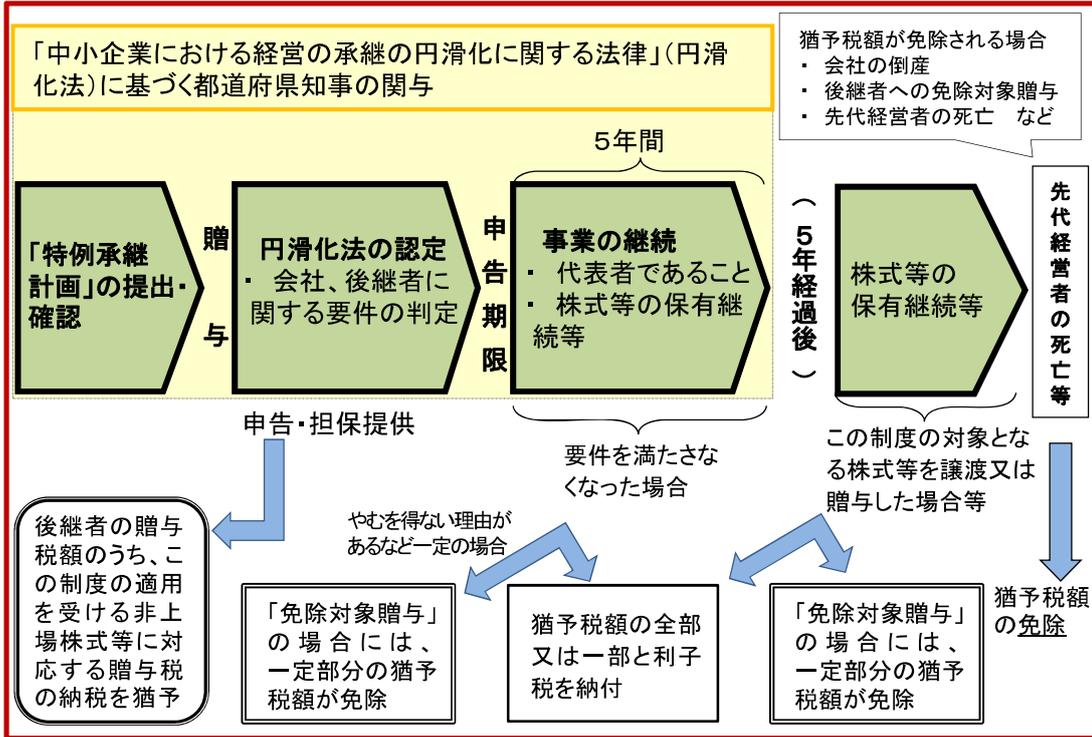


- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃**や**納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除



「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。なお、この制度の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りです。

「特例承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第1号の計画のことをいい、「特例承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第1号の都道府県知事の確認をいいます。

一般措置については、特例承継計画の策定等は不要です。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第1号又は第13号（一般措置については、第7号又は第9号）の事由に限りです。）をいいます。

特例承継計画の策定・提出・確認
(特例措置)

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和8年3月31日までに都道府県知事に提出*し、その確認を受けてください。

贈与
※ 贈与の時期についての要件は、1.1ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代経営者等である贈与者から、**全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける**必要があります（3ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間
都道府県知事の円滑化法の認定
申告書の作成・提出

会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者等(贈与者)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください*。

贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは特例承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

会社が策定する「特例承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件・手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

◆ この制度の適用を受けるための要件

- 1 会社の主な要件
次の会社のいずれにも該当しないこと
 - (1) 上場会社
 - (2) 中小企業者に該当しない会社
 - (3) 風俗営業会社
 - (4) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Q₁ ほんとうに安心なの？

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約59万社が加入され、貸付累計件数約27万件、貸付累計額は約1兆9千億円にのぼっています。

Q₂ どんな企業が加入できるの？

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合

■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

Q₃ 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます**。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

Q₄ 掛金は税法上どのように扱われるの？

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます**。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められないのでご注意ください。

Q₅ どんなときに貸付けを受けられるの？

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます。

※貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照

Q₆ どれだけの貸付けが受けられるの？

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

Q₇ 共済金の貸付条件は？

共済金の貸付けは、「**無担保・無保証人**」「**無利子**」です。ただし、**共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます**。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

Q₈ 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの？

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「**一時貸付金**」の制度があります。

※詳しくは、裏面を参照

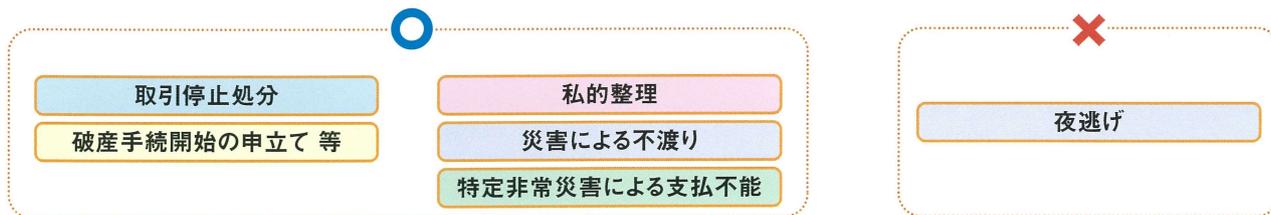
Q₉ 掛金は掛け捨てなの？

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。



■ 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)の取引停止処分、災害によるでんさい(でんさいネットが記録する電子記録債権)の支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



■ 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

- 既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額
- 償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 償還期日を5か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 倒産の発生の日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額増額部分
- 倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額

● 貸付額(上限)の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

例2 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等5,000万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

■ 償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間がわかります。

貸付額	償還期間(※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※)償還期間には据置期間6か月を含みます

早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。

- 繰上償還によって当初の約定完済日より12か月以上早く完済していること。
 - 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。
 - 繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。
- ※早期償還手当金の額は、「共済金の額(貸付額)×早期償還月数別の手当金率」で計算します。



■ 解約と解約手当金

共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。税法上、解約した時点での益金の額(法人の場合)、または事業所得の収入金額(個人の場合)に算入することになります。共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月~11か月	0%	0%	0%
12か月~23か月	80%	75%	85%
24か月~29か月	85%	80%	90%
30か月~35か月	90%	85%	95%
36か月~39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

今国会で改正された雇用保険法の注目ポイント

現在、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上引き続き雇用されることが見込まれる従業員については、雇用保険の被保険者とされています。2024年の通常国会で改正雇用保険法が成立し、この被保険者となる従業員の範囲が拡大することになりました。この改正点の施行は2028年10月とまだ先ですが、実務への影響も大きいいため他の改正点とともに確認しておきましょう。

雇用保険の適用拡大

雇用保険の被保険者でなければ、基本手当（いわゆる失業手当）や、育児休業を取得した時の育児休業給付等は受給できません。働き方や生計維持のあり方の多様化が進展している中で、週の所定労働時間が短い労働者が増えています。そのような背景から、雇用保険の被保険者の範囲を拡大する必要があると判断され、「1週間の所定労働時間が20時間以上」という要件が「1週間の所定労働時間が10時間以上」に変更されることになりました。

被保険者期間の算定基準

基本手当を受給するには、退職日前2年間に、雇用保険の被保険者であった期間が12ヶ月以上（倒産・解雇等の理由により退職した場合は退職日前1年間に6ヶ月以上）必要になります。ここでの「1ヶ月」とは、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月または賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である月を指します。

雇用保険の適用拡大に伴い、被保険者の賃金の支払の基礎となった日数が6日以上ある月または賃金の支払の基礎となった時間数が40時間以上である月を「1ヶ月」とすることに変わります。

給付制限の見直し

現在は、自己都合で退職した従業員が基本手当を受給しようとするときには、原則として2ヶ月間の給付制限期間（基本手当が支給されない期間）が設けられます。

今回の改正で、退職した後や、退職日前1年以内に、一定の教育訓練を受講した場合には、この給付制限が解除されることになりました。また、2ヶ月間の給付制限期間を1ヶ月に短縮する通達改正が行われる予定です。

なお、現状、5年間で3回以上、自己都合で離職した場合には給付制限期間が3ヶ月となりますが、この点は改正されず継続される予定です。

この「給付制限の見直し」は、雇用保険の適用拡大に先立ち、2025年4月1日に施行されます。

雇用保険の適用拡大により、被保険者となる従業員が増えることで、会社としての雇用保険料の負担の増加、そして、各種手続き数の増加に伴う事務負担が生じます。適用拡大が施行されるまでにはまだ時間がありますが、特に短時間のパートタイマー・アルバイトが多い企業では、施行後の影響を事前に確認しておきましょう。

M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 新聞折込・運送業	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 病院・クリニック	群馬県	2億円～3億円	応相談
NEW 市場調査	関東地方	2億円～3億円	応相談
メッキ・研磨・塗装業	関東地方	5億円～10億円	応相談
土木・舗装工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
建築塗装業	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
ビルメンテナンス	関東地方	1億円～2億円	応相談
調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
とび・土木工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円～1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円～5億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円